

平成26年度佐倉市補助金検討委員会意見書
(案)

平成26年 月
佐倉市補助金検討委員会

目次

I. はじめに	1
1. 佐倉市における補助金等の見直し	1
2. 今回の補助金見直しの視点	4
II. 補助金等に対する意見	6
1. 個別の補助金に関するもの	6
2. 補助金等交付基準に関するもの	10
3. 手続き等に関するもの	11
III. 今回の検証により見えてきた問題点	12
IV. 今後のあり方	13
【巻末資料】	
・ [資料 1] 補助金検討委員会の審議経過	14
・ [資料 2] 補助金検討委員会委員名簿	15
・ [資料 3] 佐倉市補助金検討委員会設置要綱	16
・ [資料 4] 補助金一覧	17
・ [資料 5] 佐倉市補助金等交付基準(現行の交付基準)	20
・ [資料 6] 事業計画(報告)書・予算(決算)説明書記載事項(例)	26

I はじめに

1. 佐倉市における補助金等の見直し

①見直しの経緯

地方自治法では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。(第232条の2)」と規定されており、この原則に従って、本市では団体または個人に対する様々な補助制度が設けられているが、事業効果や補助の適正化、さらには既得権化や零細補助などについて、従来からその支出のあり方が問われてきた。こういった問題点について総合的・抜本的な見直しを図るとともに、少子高齢化により財政の適正執行と効率的運用が常に中心的なテーマに挙げられてきた。

佐倉市における補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の見直しは、平成8年度における新行財政改革システム推進大綱の取扱方針の決定から始まり、平成23年度における補助金等検討委員会の提言に至るまで、長期にわたり以下のように取り組まれてきた。

(1)新行財政改革システム推進大綱（平成8年度）

- ・全ての補助金等の終期を平成15年度末までに白紙にすることを決定、また、補助金は一律10%削減することになった。

(2)行政改革推進計画（平成13年度）

- ・「補助金・交付金等の適正化」を位置づけるとともに、団体の主体的な運営を促進する見地から、個々の補助金等について価値性（メリット）、公平性、公正性及び効率性等の点検を行い、「受益者の適正な負担や経費削減努力などを要請して、より一層の適正化に務める」ことを目標として設定

(3)補助金検討委員会（平成15年度～平成18年度）

- ・既存の補助金等について審査し、交付内容の見直し及び整理統合、廃止についての提言が行われるとともに、平成18年には現行の補助金等交付基準を策定

(4)行政活動成果評価懇話会（平成20年度）

- ・①交付基準に適合していないもの、②運営費補助、成果及び必要性についての検討、③分類区分・補助率等の見直し、④目標値の設定方法などについての問題点の指摘

(5)補助金検討委員会（平成23年度）

- ・既存の補助金等についてヒアリングを含む再点検を行い、補助事業制度の再検証と交付基準の見直し、PDCA サイクルの運用、情報開示による透明性の確保等について提言

②見直しの効果

平成23年度に設置された補助金検討委員会では、すべての補助金についてチェックシートを作成し検証作業を行った。また、そこで浮き彫りになった補助金の現状と課題についても整理した。報告された意見書では、個別の補助金等について問題点や見直すべき方向性について具体的な指摘がされた。また、補助金等の今後のあり方については「参加率の低い補助事業については、参加率の向上が必要である」「交付実績が無いものは、原因を分析し、意義が薄れているものは、廃止を含めた見直しが必要である」。さらに、「目標値の設定は、適正かつ厳正な値となるよう十分に検討すべき」などの提言が行われた。これに伴う補助金等の見直しの効果としては、次のとおりである。

(1)市の行政運営における効果

- ・前回委員会の提言に基づく見直し内容 8件 10,801千円

[単位：千円]

	H23 予算額 (6月補正後)	H24 年度 予算計上額	前年度比
チャイルドシート購入助成金	1,400	0	▲1,400
水洗便所改造資金等助成金	81	0	▲81
千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金	270	180	▲90
植物防疫事業補助金 (ラジコンハリ農薬散布)	3,870	3,300	▲570
農業体験農園事業補助金	270	0	▲270
社会福祉協議会事業推進費補助金	95,374	89,260	▲6,114
佐倉商工会議所事業補助金	35,500	33,500	▲2,000
佐倉市観光協会事業補助金	14,766	14,490	▲276
合 計	151,531	140,730	▲10,801

(2) 交付団体の対応状況

- ・千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金（NPO法人千葉県ウォーキング協会）

NPO法人千葉県ウォーキング協会に対する当該補助金は、平成23年度において270千円を交付していたが、廃止（段階的縮小）の提言を受け、平成24年度180千円、平成25年度90千円とし、平成26年度から補助金の交付を行っていない。なお、佐倉市内でのイベント（カルチャーウォーク）は継続的に事業を実施している。

- ・植物防疫事業補助金（佐倉市植物防疫協会）

継続（縮小）の提言を受け、平成24年度の補助金の交付総額を対前年度で570千円の減となったが、自助努力により事業を継続している。

- ・社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費）

平成24年度補助金の交付総額を対前年度で6,114千円の減とした。当該補助金が人件費補助であることから自助努力を促し、また、人件費の透明性の確保にも努めている。

- ・佐倉商工会議所事業補助金

平成24年度補助金の交付総額を対前年度で2,000千円の減とした。しかし、パソコン教室や会議室の貸出等の収入により、自主財源の確保に努めている。

- ・財団法人佐倉市観光協会事業補助金

平成24年度補助金の交付総額を対前年度で276千円の減とした。なお、自助努力により継続的に事業に取り組んでいる。

2. 今回の補助金見直しの視点

①佐倉市財政の方向性

(1)佐倉市財政の将来

地域社会の発展に伴い行政需要は多様化する一方で、地方分権の推進により自治体が主体的に行うべき業務の種類や内容の見直し再編が必要となっている。したがって、佐倉市は限られた資源を有効に活用して、自治体計画・財政運営の指針づくり、職員定数のあり方などを整理する必要に迫られている。

(2)人口減少社会と補助金

急激な少子化という過去に経験したことのない人口減少社会がわが国に到来するため、今日、自治体は生き残りをかけた戦いが始まっている。高齢市民を支える日本の生産人口（15歳から65歳未満の労働力の中核をなす人口層）は、2040年には2010年と比較して29.2パーセント減少（佐倉市においては35.8パーセント減少）することが想定され、これによって、自治体の予算規模は人口構成の上からいっても縮小の一途をたどることになる。

日本の人口減少は今後の佐倉市の行財政運営にも大きな影響を及ぼし、本市は政策と予算をどのような視点で組み立て、改革を進めていくかについて十分な検討が必要となっている。

【参考】佐倉市の人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計）

区 分	2010年	2040年	増加率
総人口	172,183人	138,162人	▲19.8%
高齢者人口（65歳～）	38,499人	53,697人	39.5%
生産人口（15歳～64歳）	112,230人	72,049人	▲35.8%
年少人口（～14歳）	21,454人	12,416人	▲42.1%

②補助金見直しの視点

地域の活性化のためには、地域資源の発見や活用、さらには人づくりや魅力ある地域空間の創出が不可欠であり、市・県・国など行政のほか、市民や事業者、研究機関等が一体になった政策研究、政策開発等を行い、地域における英知の結集を図る必要がある。これらの目的を達成するため、補助金等の効果的な活用については引き続き慎重な検討が必要となっている。

ただし、補助制度は、交付される団体が、補助金への過度な依存や、行政の関与に起因する自主性・創意工夫の欠如が懸念される。また、申請・交付手続や資料の明確化などが求められる。

当委員会では、前述の佐倉市財政の方向性を踏まえ、今回の補助金等の見直しに関し、前委員会の提言を尊重しつつも、以下に掲げる視点から改めて検証を行った。

これら見直しの視点は、補助金等の交付に係る所管部署において指針となるよう取りまとめている。

(1) 役割を終えた補助金等の整理

法整備や社会情勢の変化により、補助目的が達成され、制度の意義が薄れていないか。

(2) 少額である補助金等の整理

団体の事業運営に影響が少ないと思われる少額の補助金は廃止が可能か（ただし、社会的弱者等に対し支給されるものを除く。）。

(3) 直接執行と補助金等の交付

団体等が行う事業に対して補助金等を交付するよりも、市が直接執行する事業とした方が、行政目的を効果的に達成できるのではないか。

(4) 補助金等の適正な執行

補助目的に沿って適正に執行されているか。また、会費など適切な受益者負担が確保されているか。

(5) 補助金等の人件費補助

人件費を補助対象とする場合、その必要性和効果、対象額は妥当であるか。また、採用、給与等の透明度は確保されているか。

(6) 補助金の効率性と効果

補助金が市民の生活環境の向上に効果的・効率的に使用されているか。また、市から重複した交付になっていないか。

II 補助金等に対する意見

1. 個別の補助金に関するもの

個別の補助金の検討については、書類審査を進める中で、補助の意味が不明なもの、又は内容を確認する必要があると判断したものなどについて、所管部署へのヒアリングを実施した。

その結果は、次のとおりである。

① 廃止

近年において、支給実績がなく又は社会情勢の変化等により、制度開始当初と施策が変化してきたもの。補助の意義が薄れてきたと考えられるもの。

No. 70 佐倉市林業振興事業補助金

2年間にわたって補助金の交付がなく、現行の補助制度は廃止すべきと考える。なお、林業の新しい事業形態に関する検討や、既存樹林地を活用した環境保全の研究といった新たな取り組みは、補助対象とすべきであろう。

No. 71 佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金

平成25年度は補助申請がなく、また、本事業の後継者が見当たらないといった現状から考察すると、関係団体と調整の上、廃止しても良いのではないかと考える。

② 直接執行

団体等が行う事業に対して補助金等を交付するよりも、市所管部署が直接執行する事業とした方が、行政目的を効果的に達成できると考えられるもの。なお、市が直接執行する事業として予算計上する際は、行政目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、その内容について充分精査する必要がある。

No. 1 議員厚生事業補助金

図書費は需用費、研修参加費は旅費・負担金、厚生事業のうち医薬品・作業服（防災用を含む）の購入などは需用費として、いずれも議会事務局の予算に必要な経費を計上すべきと考える。

No. 3 佐倉市役所職員共済会補助金

職員の健康診断や庁舎内の温度・湿度・照度の管理など職場環境の維持向上に関する経費は、人事管理担当課や庁舎管理担当課の予算に必要な経費として計上すべきと考える。なお、職員組合との十分な協議は必要である。

No. 50 佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金

協議会の活動内容に公益性は認めるが、この交付金は県組織への負担金としての性格が強く、所管部署が負担金として予算に計上すべきと考える。また、事業の実施にあたっては、所管部署が実施する成人保健事業と連携して実施すべきである。

③ 整理統合

補助制度の整理統合により、行政目的がより効果的に達成できると考えられるもの。

No. 4 佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金

「佐倉市交通安全母の会事業補助金」と内容の重複が認められる。したがって、今後統合を含め、あり方を検討すべきであろう。

No. 5 佐倉市交通安全母の会事業補助金

「佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金」と内容の重複が認められるうえ、補助金額は少額である。今後、統合を含めあり方を検討すべきであろう。

④ 強化充実

行政目的を達成するため、補助制度の周知や活用などの PR の強化が必要なもの。また、補助運用に関し一層の充実が必要と考えられるもの。

No. 8 佐倉市自主防災組織活動助成金

自主防災組織の結成については、地元の自治会等との十分な話し合いが必要である。また、自治会等の加盟世帯・区域面積のほか支出用途など補助基準の見直しが必要と考える。

No. 20 市民提案型協働事業助成金

申請手続が複雑でないかなどを検討するとともに、説明会等の開催により事業内容・申請方法など補助制度等を周知し、申請件数の増加に努めることが必要である。

No. 75 佐倉市企業誘致助成金

企業誘致には、用地斡旋や固定資産税減免だけではなく、道路や公園、保育所など公共施設・公益施設の整備も併せて検討することが必要である。都市計画を基盤として、県や他自治体との連携が欠かせない。助成対象については、市民雇用の充実に寄与するとともに、市内の土地利用や事業主体について、用途地域を含めた都市計画および地域経済の発展といったサイドからも検討する必要がある。

⑤ 補助内容の修正による適正化

行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、補助内容の見直しが必要とされるもの。

No. 25 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）

補助金使途の透明性を確保するため、わかりやすい資料の作成が必要である。団体の人件費については、給料表や各種手当、超過勤務状況のほか、職員採用基準を明確化することが求められている。

No. 67 佐倉市畜産振興事業補給金

今日、畜産業や農業は、改良・改革のための研究・調査などの自助努力がますます必要になっている。市からの補助金は、公的補助と経営努力のバランスのあり方について検討の上で交付されるべきである。

No. 73 佐倉市商工会議所事業補助金

減少している商工会議所への加入率の増加について検討する必要がある。商店街の活性化に関しては、行政・商工会議所・市民で知恵を出し合って、地域特性に応じた活性化プログラムの作成が必要となる。人件費の取り扱いについては、「No. 25 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）」と同様とする。

No. 80 社団法人佐倉市観光協会事業補助金

観光施設の活用や有機的連携により、観光を点から線、線から面に変えていく必要がある。観光協会は、ホームページ・パンフレットの見直しや、近隣自治体の観光施設との連携など、対外的な PR についてより積極的に対応することが必要となっ

ている。人件費の取り扱いについては、「No. 25 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）」と同様とする。また、**本補助金の交付にあたっては補助に対する成果（イベント参加人数等）の報告が必要となる。**

No. 109 佐倉市私立幼稚園振興事業補助金

「子ども・子育て支援新制度」に基づき**対象**の把握を適切に行い、いち早く市の政策づくりを行うことが肝要である。また、現在設定されている目標値を**検証することが必要となる。**

⑥ 交付制度の見直し

法整備などにより、交付制度の見直しが必要になると考えられるもの。なお、新たな制度設計にあたっては、行政目的の明確化を図り、補助金の効率的運用を図る。

No. 43 認可外保育施設運営費等補助金

「子ども・子育て支援新制度」を見据えた市の政策づくりが急務となっている。特に、認可・認可外の保育料の格差是正に留意することが必要となる。併せて、待機児童の解消に向けた保育行政の検討を**さらに**進めるべきであろう。

⑦ 継続

補助制度として継続することになるが、当委員会において指摘する運用上の留意点は次のとおりである。

No. 2 政務活動費

政務活動費は、地方自治法第100条第14項に基づき条例で定めるところにより交付されるもので、議員活動に必要な経費であり、継続して支出すべきと考える。なお、支出の内容については、市民の誤解を招かないよう、透明性を基調とした一層の情報公開を行うべきであろう。

No. 9 災害見舞金

支出基準の明確化が必要となる。また、現状では自然災害のみが対象となっている。件数は少ないと思われるので、一般火災や人為的災害（可燃物等の爆発など）も対象にできないか検討すべきであろう。

No. 16 佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金

自治会・町内会等の加入世帯数、区域面積等を考慮した補助基準の見直しを検討すべきである。

No. 18 佐倉市地域まちづくり協議会事業交付金

地域まちづくり協議会の活性化には、自治会・町内会との連携が欠かせない。まちづくり協議会による積極的な広報活動が必要となっている。また、佐倉市のコミュニティ活性化については、引き続き検証作業が必要と考える。その際、各自治会・町内会の主体性が尊重されるよう留意すべきである。

No. 20 佐倉市民生委員児童委員協議会交付金

高齢社会を迎え、民生委員児童委員の活動範囲は拡大している。したがって、必要な研修については市による実施や、費用弁償が不足した場合の支援なども検討すべきであろう。

No. 28 佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金

障害者福祉行政に関しては、全体的な補助制度の整備が必要となっている。今回の利子補給が終了するまでは継続とし、その後は改めて必要性について検討することが重要である。なお、社会福祉法人が障害者福祉施設を整備しやすい環境づくりについても検討が必要であろう。

No. 33 本人活動支援事業補助金

補助金の目的を明確にするとともに、より多くの障害者にとって活動機会が得られるよう、制度内容の検証が必要であろう。

No. 37 佐倉市シルバー人材センター補助金

引き続き受注する仕事の裾野拡大を図り、運営費の確保に努めることが必要である。また、事務系の被雇用者であった高齢者が従事できる仕事の開発が必要である。人件費や職員採用基準の取り扱いについては、「No. 25 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）」と同様とする。

No. 54 佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金

市民への周知や容器構造の見直しなど、この補助制度が普及するように手法の見直しをすることが必要である。また、事業ごみの堆肥化についても研究を行うことが要請されている。

No. 58 農業近代化資金利子補給金

少額の補助金である本補助金は、法律を支給の根拠とするものであるので、現状の利用者が存在する期間は継続するものとする。

No. 115 佐倉市体育協会補助金

全国大会・関東大会参加者に対する補助に関しては、千葉県体育協会等との役割分担について整理が必要となる。また、**所管部署**は、市内の少年少女のスポーツ振興に関する施策づくりを検討すべきであろう。

2. 補助金等交付基準に関するもの

補助金等交付基準に関し当委員会で検討した結果、意見とする内容は、次のとおりである。

①補助対象団体の自主的な運営の確保

「IV 事業管理」において、市が策定する補助事業計画書に基づいて事業者（市民）が事業計画書を作成する旨の記述があるが、補助対象団体の自主的な運営が妨げられることのないよう見直しが必要である。

②使用語句の見直し

記述がわかりづらく、誤解を招きやすい語句については、見直しを行うべきである。

例)「V 交付基準」中の「市全体の利益」（1. 共通基準）、「行政からの働きかけ」「特別な負担」「一定水準の市民生活」（2. 分類別交付基準）など

③補助制度の見直し

補助事業の効果や必要性の見直しを定期的に行う観点から、補助制度については期間を3年とした上で有識者等を含む補助金検討委員会からの意見を求めて必要な検討を行っているが、補助制度は市長の政策と密接に関係するものもあることから、原則として市長選挙後に4年ごとの見直しを行うことが適当であろう（ただし、補助事業の性格から単年度事業であるものを除く）。なお、見直しにあたっては、第三者機関である補助金検討委員会を設置して検討を行うことが必要である。

④補助対象

現行の交付基準には、補助金の対象経費、対象外経費に関する規定が設けられていないので、団体や市民が理解しやすいよう、これらを明確化する必要がある。

また、食料費等を補助対象経費に含めることについては、補助金が市民の税負担を財源とすることに鑑みれば、将来的には補助対象経費から除いていく方向で取り組むべきであろうが、当面は、一定の基準を設けて透明性を高めるとともに、事業の内容を精査し個別に判断することが望ましい。

⑤分類別交付基準

現行の分類別交付基準は、10項目の細かい分類に分けられているが、市民目線から見ると抽象的で分かりにくいものとなっている。もう少し整理して分類し、補助対象経費の内容をわかりやすくすることが求められている。

なお、交付額については、基本的に「2分の1以内の補助率」と「所要額」の2種類となっているが、市長が社会・経済環境を総合的に勘案の上、財政状況の範囲内で対象事業を充分精査して、補助金交付を行うことが適切である。

また、定期的な補助制度の見直しの過程で、必要に応じた分類間の見直しも行うべき

であろう。

3. 手続き等に関するもの

補助金等の交付申請等の手続きについては、できるだけ簡素で補助の使途が分かりやすく記載されたものが望ましい。

したがって、事業計画と予算・実績報告書と決算の内容をより適格に把握するために、市の予算科目に準じた執行内容の整理を行い、わかりやすい事業申請と事業報告として取りまとめることが最も重要であると考えます。

Ⅲ 今回の検証により見えてきた問題点

佐倉市の補助制度が政策目的の実現に寄与する制度であり続け、また、より高い効果を発揮する政策とするため、今回の検討を経て現行の補助制度に見えてきた問題点は次のとおりである。

①食料費等の取扱いについて

補助金の実績報告のなかに食料費が含まれているものが見受けられるが、補助金の原資は市民から徴収した税金であり、補助対象経費に含めることの是非については事業内容を十分に勘案し、補助対象経費とする場合は一定の基準を設けるとともに、透明性を高めることが必要である。また、視察研修については、その目的が適切に達成され、単に親睦を目的とされたものでないか十分に留意することが必要であろう。

②団体の主体性の維持について

所管部署内に補助対象団体の事務局を置いている事例があり、早急に改善し団体の主体性にゆだねるべきであろう。

③人件費を補助対象とする場合の取扱いについて

団体へ人件費を補助対象とする場合は、常に効率的な執行方法を検討し、縮小できるように努力すべきである。また、団体の広報・機関紙等を利用した情報の公開など透明性の確保が必要である。なお、各団体は、市職員と同様に職員採用、給料、各種手当などの情報を公開すべきであろう。

IV 今後のあり方

補助金等の交付は、佐倉市全体のまちづくりの方向性との整合性が必要である。したがって、重点的に取り組むべき施策については、**補助金が施策の推進に効果的に役立てられるよう留意する必要がある。**

少子高齢化により佐倉市の生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来的には税収の減少は避けて通れない。このため、計画的な行財政運営を行うことが重要であり、施策の選択と優先順位の確立、さらには、補助金の執行にあたっては効率的・効果的な手法を常に調査・研究する必要がある。また、補助対象団体は、補助金に頼ることなく適切な会計運営に努めるとともに、収益活動や寄附金の募集などの自主財源の確保について努力すべきと考える。

このため、個別団体名の冠せられた補助金について、「団体の維持のために補助金を支出すること」から「団体にどのような活動をしてもらって市民の福祉につなげるか」という視点に立って、組織的な運営を行うことが、地域社会から要請されている。

今後、市財政は総体的見直しを行って段階的に予算規模を縮小していかざるを得ない。平成 25 年度の個人市民税の総収入額を 100 とし、人口減少によって削減した分について補助金の支出規模を縮小するといった措置も検討することが日程にあがってこよう。したがって、歳入に見合った行財政運営のあり方を市民と職員の英知を結集して模索して行くことが必要となっている。

補助金検討委員会の審議経過

回	日時	審議内容
第1回	平成26年1月28日(火) 15時00分～16時53分	①委員長及び委員長職務代理の選任 ②補助金検討の概要について
第2回	平成26年2月19日(水) 15時00分～17時10分	①補助金の見直し方法について
第3回	平成26年3月28日(金) 14時00分～16時40分	①補助金の見直し方法について
第4回	平成26年4月21日(月) 14時00分～17時20分	①事業課ヒアリングについて ②意見のとりまとめについて ③ヒアリング対象の追加について
第5回	平成26年5月12日(月) 14時00分～17時18分	①補助金のヒアリングについて ②意見のとりまとめについて ③ヒアリング対象の追加について
第6回	平成26年6月24日(火) 14時00分～17時13分	①補助金のヒアリングについて ②意見のとりまとめについて ③ヒアリング未実施の補助金について
第7回	平成26年7月15日(火) 14時00分～17時12分	①補助金のヒアリングについて ②意見のとりまとめについて ③意見書作成に向けて
第8回	平成26年8月5日(火) 15時00分～17時00分	①意見書の内容(項目等)について ②これまでの検討委員会の意見について
第9回	平成26年8月18日(月) 15時00分～16時43分	①これまでの検討委員会の意見について ②意見書の内容(項目等)について
第10回	平成26年10月1日(水) 14時00分～16時50分	①意見書(案)の内容について ②補助金等交付基準の見直しについて
第11回	平成26年10月20日(月) 14時00分～ 時 分	①意見書(案)の内容について ②補助金等交付基準の見直しについて

[資料 2]

佐倉市補助金検討委員会委員名簿

	区 分	氏 名 (敬称略)	職 業 等
1	学識経験者	小口 進一	法政大学大学院 兼任講師
2	学識経験者	淡路 睦	株式会社ちばぎん総合研究所 主任研究員
3	学識経験者	清水 一巳	千葉敬愛短期大学 専任講師
4	公募委員	山崎 喜久雄	市民
5	公募委員	吉見 律子	市民

任期 平成 26 年 1 月～12 月

[資料 3]

佐倉市補助金検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 補助金等の交付に際し、その必要性と効果について審議し、透明で公正な財政運営を推進するため佐倉市補助金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 補助事業等交付基準の見直し等に関すること。
- (2) 補助金等に係る改善すべき事項に関すること。
- (3) その他補助金等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政経験者
- (3) 公募委員
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、平成26年1月から12月までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員会の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上の者から具体的な事案を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成23年1月26日決裁22佐財第455号）

この要綱は平成23年1月26日から施行する

附 則（平成25年10月1日決裁25佐財第347号）

この要綱は平成25年10月1日から施行する

補助金一覧

No	所管部署	補助金名称	区分	分類
1	議会事務局	議員厚生事業助成金	交付金	I-①
2	議会事務局	政務活動費	交付金	I-⑦
3	総務課	佐倉市役所職員共済会補助金	補助金	I-②-2
4	道路維持課	佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金	補助金	I-②-1
5	道路維持課	佐倉市交通安全母の会事業補助金	補助金	I-②-1
6	都市計画課	佐倉市生活交通路線維持費補助金	補助金	I-③-1
7	都市計画課	佐倉市バス運行対策費補助金	補助金	I-③-1
8	防災防犯課	佐倉市自主防災組織活動助成金	補助金	I-③-1
9	防災防犯課	災害見舞金	補助金	I-⑤
10	防災防犯課	佐倉市災害被災者賃貸住宅助成金	補助金	I-⑤
11	防災防犯課	佐倉市災害予防・復旧工事資金利子補給補助金	補助金	I-⑤
12	防災防犯課	被災者住宅再建資金利子補給補助金	補助金	I-⑤
13	防災防犯課	被災者住宅再建支援金	補助金	I-⑤
14	自治人権推進課	佐倉市地区集会所整備事業補助金	補助金	I-③-1
15	自治人権推進課	佐倉市コミュニティ助成事業補助金	補助金	I-②-1
16	自治人権推進課	佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金	交付金	I-①
17	自治人権推進課	佐倉市自治会等自治振興交付金	交付金	I-①
18	自治人権推進課	佐倉市地域まちづくり協議会事業交付金	交付金	I-①
19	自治人権推進課	佐倉市民憲章推進協議会交付金	交付金	I-①
20	自治人権推進課	市民提案型協働事業助成金	補助金	II-①
21	自治人権推進課	婚活支援事業交付金	交付金	I-①
22	健康保険課	後期高齢者医療人間ドック助成金	補助金	I-③-1
23	社会福祉課	佐倉市民生委員児童委員協議会交付金	交付金	I-①
24	社会福祉課	佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金(事業費分)	補助金	I-②-1
25	社会福祉課	佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金(人件費分)	補助金	I-②-2
26	社会福祉課	佐倉市遺族会補助金	補助金	I-④-1
27	障害福祉課	佐倉市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金	補助金	I-③-1
28	障害福祉課	佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金	補助金	I-③-1
29	障害福祉課	佐倉市民間心身障害者施設運営費補助金	補助金	I-②-1
30	障害福祉課	佐倉市障害者グループホーム運営費等補助金	補助金	I-②-1
31	障害福祉課	佐倉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金	補助金	I-②-1
32	障害福祉課	佐倉市民間心身障害者施設整備事業補助金	補助金	I-③-1
33	障害福祉課	本人活動支援事業補助金	補助金	I-④-1
34	高齢者福祉課	佐倉市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金	補助金	I-③-1
35	高齢者福祉課	佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金	補助金	I-③-1
36	高齢者福祉課	佐倉市高齢者クラブ補助金	補助金	I-②-2
37	高齢者福祉課	佐倉市シルバー人材センター補助金	補助金	I-②-2
38	高齢者福祉課	佐倉市民間社会福祉施設整備事業補助金	補助金	I-③-1
39	高齢者福祉課	社会福祉法人による利用者負担の軽減実施に伴う助成金	補助金	I-③-1
40	児童青少年課	佐倉市母子寡婦福祉会補助金	補助金	I-④-2
41	子育て支援課	佐倉市民間保育園運営費等交付金	交付金	I-①
42	子育て支援課	佐倉市民間保育園施設整備費補助金	補助金	I-③-2
43	子育て支援課	認可外保育施設運営費等補助金	補助金	I-②-2

補助金一覧

No	所管部署	補助金名称	区分	分類
44	児童青少年課	佐倉市青少年健全育成関係団体事業補助金 (佐倉市ボーイスカウト・ガールスカウト育成会)	補助金	I-②-2
45	児童青少年課	佐倉市青少年健全育成関係団体事業補助金 (佐倉市子ども会育成連盟)	補助金	I-②-2
46	児童青少年課	佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金 (佐倉市青少年相談員連絡協議会)	交付金	I-①
47	児童青少年課	佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金 (佐倉市青少年育成市民会議)	交付金	I-①
48	社会福祉課	佐倉市献血推進協議会事業交付金	交付金	I-①
49	健康増進課	医療機器整備費補助金	補助金	I-④-2
50	健康増進課	佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金	交付金	I-①
51	環境政策課	佐倉市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	補助金	I-⑤
52	生活環境課	佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金 (旧:佐倉市住宅用太陽光発電設備設置費補助金)	補助金	I-③-1
53	生活環境課	佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金 (旧:佐倉市住宅用省エネルギー設備設置費補助金)	補助金	I-③-1
54	廃棄物対策課	佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金	補助金	I-③-1
55	生活環境課	佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金	補助金	I-③-1
56	生活環境課	佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金	補助金	I-③-1
57	農政課	佐倉市農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	補助金	I-③-1
58	農政課	農業近代化資金利子補給金	補助金	I-③-1
59	農政課	佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金	補助金	I-③-1
60	農政課	佐倉市植物防疫事業補助金	補助金	I-③-1
61	農政課	佐倉市農業環境対策事業補助金	補助金	I-③-1
62	農政課	佐倉市水田農業構造改革事業補助金	補助金	I-③-1
63	農政課	佐倉市耕作放棄地対策事業補助金	補助金	I-③-1
64	農政課	佐倉市青年就農給付金	補助金	I-③-1
65	農政課	佐倉市農産園芸総合対策事業補助金	補助金	I-③-1
66	農政課	6次産業化事業	補助金	I-③-1
67	農政課	佐倉市畜産振興事業補助金	補助金	I-④-1
68	農政課	佐倉市畜産総合対策事業補助金	補助金	I-③-1
69	農政課	北総中央用水土地改良区運営補助金	補助金	I-④-2
70	農政課	佐倉市林業振興事業補助金	補助金	I-③-1
71	農政課	佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金	補助金	I-④-1
72	産業振興課	佐倉市中小企業資金融資利子補給金	補助金	I-③-1
73	産業振興課	佐倉商工会議所事業補助金	補助金	I-④-2
74	産業振興課	佐倉市工業団地連絡協議会事業補助金	補助金	I-④-1
75	産業振興課	佐倉市企業誘致助成金	補助金	I-③-1
76	産業振興課	佐倉市商店街街路灯等維持管理費補助金	補助金	I-③-1
77	産業振興課	佐倉市伝統的工芸品産業保存育成事業補助金	補助金	I-③-1
78	産業振興課	起業支援事業補助金	補助金	I-③-1
79	産業振興課	街中にぎわい推進事業補助金	補助金	I-②-1
80	産業振興課	社団法人佐倉市観光協会事業補助金	補助金	I-②-2
81	産業振興課	佐倉・時代まつり事業交付金	交付金	I-①
82	産業振興課	佐倉市民花火大会交付金	交付金	I-②-2

No	所管部署	補助金名称	区分	分類
83	産業振興課	佐倉市認定職業訓練運営事業補助金	補助金	I-④-1
84	産業振興課	佐倉市障害者雇用促進奨励金	補助金	I-③-1
85	産業振興課	介護未経験者の雇用に係る研修支援助成金	補助金	I-③-1
86	産業振興課	佐倉市中小企業退職金共済掛金補助金	補助金	I-③-1
87	道路維持課	街灯管理費補助金	補助金	I-④-2
88	道路維持課	街灯設置費補助金	補助金	I-④-2
89	道路維持課	街灯修繕費補助金	補助金	I-④-2
90	建築住宅課	佐倉市木造建築物耐震診断補助金	補助金	I-③-1
91	建築住宅課	佐倉市木造住宅補強改造工事補助金	補助金	I-③-1
92	建築住宅課	佐倉市かさ上げ工事等補助金	補助金	I-③-1
93	建築住宅課	佐倉市危険コンクリートブロック塀等の除去及び緑化推進補助金	補助金	I-③-1
94	建築住宅課	マンション耐震診断補助金	補助金	I-③-1
95	道路維持課	佐倉市私道等整備補助金(旧私道舗装等助成金)	補助金	I-④-1
96	道路維持課	佐倉市私道等整備補助金(旧私道移管助成金)	補助金	I-④-1
97	土木河川課	佐倉市がけ地崩壊防止事業費補助金	補助金	I-⑤
98	土木河川課	雨水貯留浸透施設設置工事補助金	補助金	I-③-1
99	都市計画課	佐倉市土地区画整理事業助成金	補助金	I-③-1
100	防災防犯課	佐倉市消防団連絡協議会交付金	交付金	I-①
101	教育総務課	佐倉市佐倉東高等学校定時制教育振興会補助金	補助金	I-④-1
102	教育総務課	高等学校等奨学金	補助金	I-⑥
103	指導課	佐倉市学校運営費等交付金	交付金	I-①
104	学務課	佐倉市遠距離通学費補助金(小学校)	補助金	I-⑤
105	学務課	佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金(小学校)	補助金	I-⑤
106	学務課	佐倉市遠距離通学費補助金(中学校)	補助金	I-⑤
107	学務課	佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金(中学校)	補助金	I-⑤
108	子育て支援課	私立幼稚園災害共済給付加入補助金	補助金	I-③-1
109	子育て支援課	佐倉市私立幼稚園振興事業補助金	補助金	I-④-1
110	子育て支援課	佐倉市私立幼稚園就園奨励費補助金	補助金	I-⑥
111	社会教育課	佐倉市成人教育活動助成補助金	補助金	I-②-1
112	社会教育課	将門地区社会教育団体育成事業補助金	補助金	I-④-1
113	文化課	佐倉日蘭協会助成補助金	補助金	I-②-1
114	文化課	文化財保存事業補助金	補助金	I-③-1
115	生涯スポーツ課	佐倉市体育協会補助金	補助金	I-④-1
116	生涯スポーツ課	佐倉市スポーツ少年団補助金	補助金	I-④-1
117	生涯スポーツ課	佐倉朝日健康マラソン大会事業補助金	補助金	I-②-1
118	生涯スポーツ課	佐倉市運動広場管理運営事業補助金	補助金	I-③-1
119	生涯スポーツ課	千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金	補助金	I-④-1
120	健康保険課	佐倉市国民健康保険人間ドック助成金	補助金	I-③-1
121	下水道課	佐倉市公共下水道接続奨励金 (旧佐倉市水洗便所改造資金等助成金)	補助金	I-③-1
122	下水道課	佐倉市公共下水道接続奨励金 (旧佐倉市水洗便所改造奨励金)	補助金	I-③-1
123	農政課	佐倉市農業集落排水事業水洗便所改造資金等助成金	補助金	I-③-1
124	農政課	佐倉市農業集落排水事業水洗便所改造資金等奨励金	補助金	I-③-1

佐倉市補助金等交付基準（現行の交付基準）

I 趣 旨

佐倉市の行う補助金等の交付について、更に透明性と公平性を高めるとともに、適正で効果的な施策の展開をはかるため、「佐倉市補助金等の交付に関する規則」（平成 9 年佐倉市規則第 39 号。以下「補助金等交付規則」という。）に規定するほか、補助期間や補助率など補助事業の指針として、次のとおり補助金等交付基準を定める。

II 定 義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合において、交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金で、地方自治法施行規則別記歳出予算に係る節の区分(第 15 条関係)において 19 節負担金、補助及び交付金に分類されるもののうち、補助金及び交付金として交付するもの(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療及び災害共済の給付等を除く。)をいう。

III 交付期間

補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に行う観点から、条例、規則によるものを除き、すべての補助金等について次のとおり終期を設定する。

- (1) 単年度補助以外の補助金等の交付期間は、3 年を期限とする。^(※1)
- (2) 国・県等の補助に伴う補助金等については、交付期間が 3 年を経過する日以前であっても、国・県等の補助が廃止になった場合は、見直しを行うこと。
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体又は目的が達成できないと認められる団体については、交付期間が 3 年を経過する日以前であっても、補助を打ち切ること。
- (4) 交付期間中の事業計画及び目標を別途明示すること。

(※1) 平成 24 年度以降に実施する補助事業にあつては、補助金等の交付期間は、平成 27 年 3 月 31 日を期限とすること。

IV 補助対象

市が交付する補助金等の対象経費は、次のとおりとする。

(1) 団体	①事業費	市以外の者が実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合
	②運営費	団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当たり、その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合
(2) 個人等		上記以外の格差是正、個人の経済的負担軽減や一定の行為への誘導のために金銭的な援助が必要な場合

V 交付基準

1. 共通基準

補助金は、地方自治法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、公益上必要がある場合に補助を行うことができるとされているが、佐倉市においては、次の共通基準に当てはまる場合にのみ補助金等を交付するものとし、同一ないし類似目的の補助金等については、整理・統合を図るものとする。

(1) 公益性 ・ 公共性	①補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。 ②事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。 ③行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。
(2) 公平性	①他の制度・事業・補助金、あるいは補助対象外とのバランス・整合性を踏まえていること。
(3) 効果性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。
(4) 適格性	①補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。 ②団体等の会計処理及び使途が適切であること。 ③補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。 ④補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。

2. 分類別交付基準

原則として、補助金の額及び条件は、次に定めるとおりとする。なお、事業の受益者（行政等の参加者を含む）に対し、受益に応じた適正な負担を求めていると認める場合は、本来受益者が負担すべき額を減額して補助額を決定するものとする。

（1）市の基本計画の施策体系に位置づける行政目標を達成するためのもの

分類	区分	交付基準
①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金)	・団体(事業費) ・団体(運営費)	・所要額
②-1 市との連携により実施する事業への財政支援 (行政からの働きかけで組織された団体、市域を包括する組織等に対する補助)	・団体(事業費)	・補助率2分の1以内 ^(※2)
	・団体(運営費)	・補助率2分の1以内 ^(※2) ・団体設立後5年を経過していないこと。
②-2 分類②-1のうち、施策上、特に必要であるため、補助率2分の1を超えて設定するもの、又は団体設立後5年経過以降も運営費補助を実施するもの。	・団体(事業費)	・所要額
	・団体(運営費)	・所要額
③-1 啓発、誘導のための財政支援(制度補助)	・団体(事業費) ・個人等	・補助率2分の1以内 ^(※2)
	・団体(運営費)	・補助率2分の1以内 ^(※2) ・団体設立後5年を経過していないこと。
③-2 分類③-1のうち、施策上、特に必要であるため、補助率2分の1を超えて設定するもの、又は団体設立後5年経過以降も運営費補助を実施するもの。	・団体(事業費)	・所要額
	・団体(運営費)	・所要額
④-1 啓発、誘導のための財政支援(特定団体の支援)	・団体(事業費)	・補助率2分の1以内 ^(※2)
	・団体(運営費)	・補助率2分の1以内 ^(※2) ・団体設立後5年を経過していないこと。
④-2 分類④-1のうち、施策上、特に必要であるため、補助率2分の1を超えて設定するもの、又は団体設立後5年経過以降も運営費補助を実施するもの。	・団体(事業費)	・所要額
	・団体(運営費)	・所要額

⑤特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援	・個人等	・所要額
⑥一定水準の市民生活を保障するための財政支援(扶助費的性格の強いもの)		・所要額 ・所得要件を設けること。
⑦政務調査費	・団体(事業費) ・個人等	・所要額

- (※2) 1. 国又は県の事業として実施されるもので、国又は県それぞれの補助事業の規定を準用した場合の補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
2. 一定の基準により不特定多数に対して少額(概ね 5 万円未満)を交付する奨励金等の場合は適用しない。

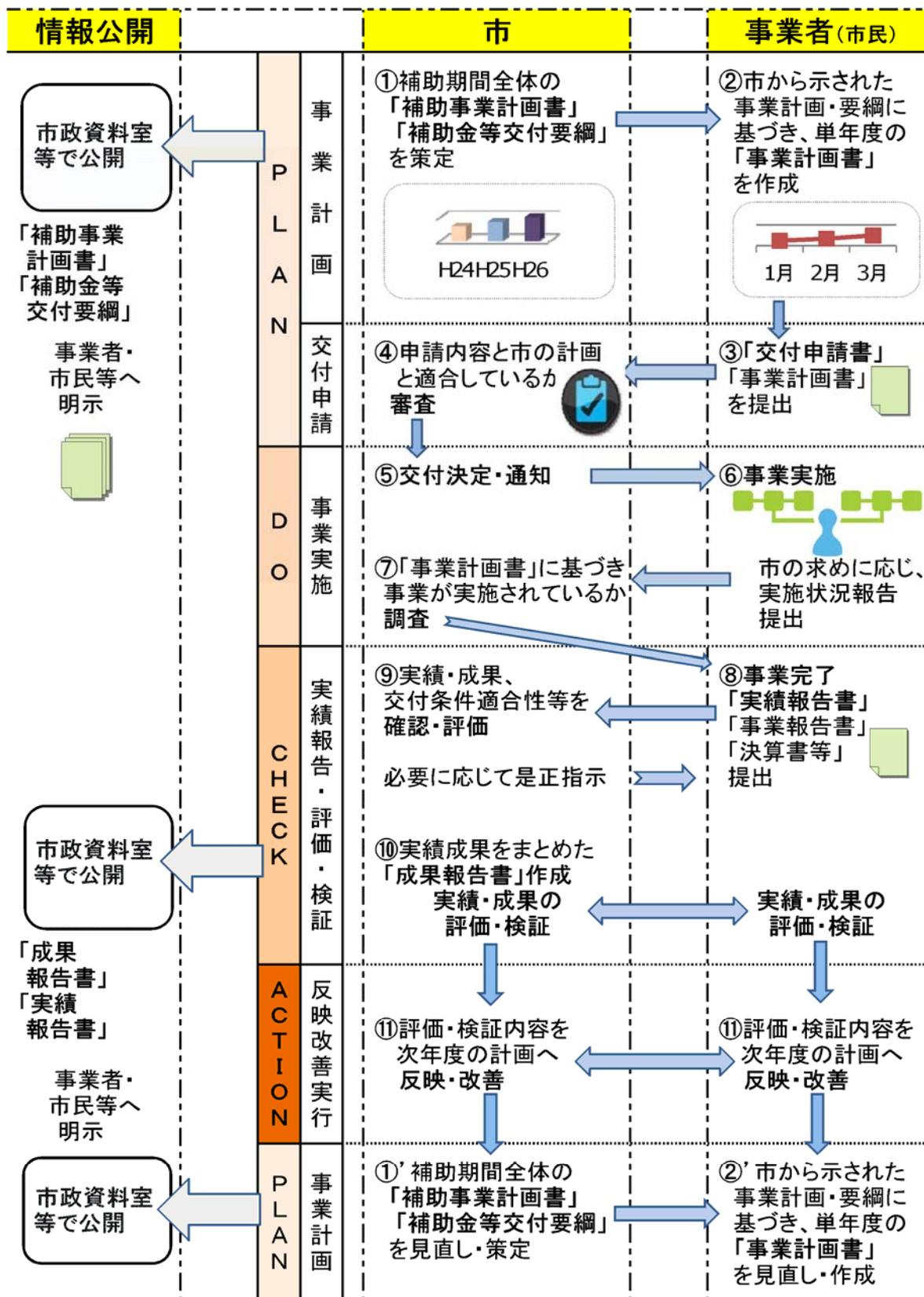
(2) 市民から提案する公共サービスを実現するためのもの

分類	区分	交付基準
①市民自ら企画、提案・実施する公共サービスを支援するもの	・団体(事業費) ・個人等	・2分の1以内

VI 事業管理

1. 補助事業の流れ

補助事業の進捗管理は、マネジメント・サイクル (PLAN DO CHECK ACTION) に基づき、次の手順により行うものとする。



附 則

- ・この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- ・佐倉市補助金等交付基準（平成15年5月26日施行）は廃止する。
- ・この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則

- ・この基準は、平成21年4月1日から施行する。（20 佐財第 526 号）

附 則

- ・この基準は、平成22年6月1日から施行する。（22 佐財第 156 号）

附 則

- ・この基準は、平成24年4月1日から施行する。（23 佐財第 612 号）

事業名称	1歳6か月児健康診査事業	
事業の目的	幼児期である1歳6か月の時点において、健康診査を実施することにより、運動機能・視聴覚・精神発達等の障害を発見し、適切な指導を行うとともに、幼児の健康の保持・増進を図ることを目的とする。	
事業の内容	健康診査の結果、必要とされた幼児に対して、継続的な心理経過観察を実施した。また、未受診者にアンケートをおこなって、支援が必要な保護者に対して、電話・面接・家庭訪問を実施した。	
事業の計画	対象者数 ○人 実施回数 ○回 受診者数 ○人 受診率 ○% 心理経過観察数 ○件	内科(所見あり ○件/所見なし ○件) 歯科(所見あり ○件/所見なし ○件) 個別指導 保健指導 ○件 栄養相談 ○件 歯みがき相談 ○件 心理相談 ○件 その他 ○件

予算(決算)説明書 記載事項(例)

単位：円

1. 報酬	4,176,000
医師	29,000円×3人×2回×12月=2,088,000円
歯科医師	29,000円×3人×2回×12月=2,088,000円
7. 賃金	345,600
臨時職員	900円×4時間×4人×2回×12月=345,600円
8. 報償費	1,218,000
看護師	2,050円×3.5時間×4人×2回×12月=688,800円
助産師	2,100円×3.5時間×3人×2回×12月=529,200円
11. 需用費	200,000
消耗品(ボールペン・わら半紙・模造紙・その他)	30,000円
印刷製本費 予診票	1,200枚×100円=120,000円
医薬材料費(消毒用品・ほか)	50,000円
12. 役務費	350,400
通信運搬費(切手代)	80円×1,200枚=96,000円
手数料(クリーニング代)	300円×27人×2回×12月=194,400円
保険料 受診者保険	1,200人×50円=60,000円
18. 備品費	93,400
聴診器	9,600円×4本=38,400円
煮沸消毒器	55,000円×1台=55,000円
合計	6,383,400

